

入 札 説 明 書

平成27年7月23日千葉市公告第487号により公告した千葉市LED道路照明機器賃貸借（27-1）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市LED道路照明機器賃貸借（27-1）

(2) 調達物品の特質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

平成28年2月1日から平成38年1月31日までの120か月間

(4) 納入期限

平成28年1月31日

(5) 納入場所

千葉市美浜区域内

2 競争参加資格

一般競争入札に参加できる者は共同企業体又は単独企業とし、(1)又は(2)、及び(3)以降のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 共同企業体に関する事項

平成26・27年度千葉市物品入札参加資格（業種：リース）の審査を受け、資格を有すると認められている者と、平成26・27年度千葉市建設工事入札参加資格（業種：電気工事）の審査を受け、電気工事の等級Aに格付けの資格を有すると認められている者との共同企業体であること。

また、代表企業は、平成26・27年度千葉市物品入札参加資格（業種：リース）の審査を受け、資格を有すると認められている者とし、構成員数は2社とする。

(2) 単独企業に関する事項

平成26・27年度千葉市物品入札参加資格（業種：リース）の審査を受け、資格を有すると認められている者で、かつ、平成26・27年度千葉市建設工事入札参加資格（業種：電気工事）の審査を受け、電気工事の等級Aに格付けの資格を有すると認められている者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に

基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は、千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(4) 共同企業体の構成員又は単独企業は、本契約において他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

(5) 電気工事に係る資格要件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工の種類のうち「電気工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 賃貸借期間開始までの間、監理技術者を専任で配置できる者

(6) 平成17年度から平成26年度までに以下の契約を履行した実績を有する者。共同企業体にあつては、構成員のいずれかが以下の契約を履行した実績を有する者

ア 物品の賃貸借契約

イ 道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事、業務委託等の契約

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間 公告の日の翌日から平成27年8月11日（火）まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）

(2) 提出場所 千葉市建設局土木部維持管理課

(3) 提出方法 持参

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 千葉市LED道路照明機器賃貸借（27-1）共同企業体協定書

ウ 委任状（代表企業に入札手続等を委任するもの）

エ 前記2（5）ア及び（6）を証する書類

オ 配置技術者届出書

カ 誓約書

キ 市税完納及び特別徴収に関する証明書（千葉市内に本店又は営業所等を有する者）

※申請時において、発行後3か月前以内のもの（写しでも可）

なお、提出書類に係る様式等については、千葉市建設局ホームページ

http://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/ijikanri/h27_led.html

からもダウンロードすることができる。

- (5) 確認通知 平成27年8月21日(金)までに申請者(共同企業体にあつては代表企業)に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 質問回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間 平成27年7月23日(木)から平成27年8月11日(火)午後5時00分まで

イ 質問の方法

本委託について質問のある者(共同企業体にあつては代表企業)は、書面にて後記9の契約事務担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題は「千葉市LED道路照明機器賃貸借(27-1)に関する質問」とすること。

原則として、持ち込み、郵送、FAX、電話等による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は契約事務担当課が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期限 平成27年8月21日(金)

イ 回答方法

回答期限までに申請者(共同企業体にあつては代表企業)に電子メールにて回答する。

なお、本事業に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 平成27年9月2日(水) 午前9時30分

場 所 物品入札室(市庁舎5階)

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記10の入札事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、契約初年度に要する金額の税抜額を記載すること。入札金額は、照明機器費、設置費及び保守管理費のほか、これらに係る輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない又は内容が不明確である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

イ 積算内訳書

(5) 入札の辞退

入札参加者は、落札者が決定するまでの間いつでも入札を辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「入札辞退届」を後記10の入札事務担当課に持参すること。

(6) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(8) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（当該年度における賃貸借料の1/10以上。ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局土木部維持管理課

電話 043-245-5386

電子メールアドレス ijikanri.COP@city.chiba.lg.jp

10 入札事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局建設総務課

電話 043-245-5364

11 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)又は(2)に掲げる入札参加資格を有しない者が、競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、平成27年8月11日(火)までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記まで問い合わせのこと。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。